

地元産材利用促進事業のご案内

～丹波市産の木材を利用して新築等する場合、補助を受けることができます～

補助メニュー	住宅建築に対する補助
対象者	丹波市産の木材を利用して木造住宅、倉庫、車庫を新築又は増・改築される方
補助要件	次の①～④すべてを満たすことが必要です ①市内に新築または増・改築される物件 ②「産地証明」など、丹波市産の木材として確認できる書類等の提出 ③市内業者（本店が市内であるもの）が施工すること ④令和5年4月1日から令和6年3月31日までに申請すること ※着工前に申請してください。 ※予算の範囲内での受付となります。予算が無くなりしだい、受付は終了となりますので、申請時にはお問い合わせください。
補助金額	丹波市産の木材の利用量（1m ³ 当り2万円）に応じた金額 （最高50万円まで）※予算の範囲内
お問い合わせ先	産業経済部 農林振興課 林業振興係（春日庁舎4階） 電話：（0795）88-5029（直通）